

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（建築安全課）

### 一 趣旨

建築基準法等の一部改正を踏まえ、高い延焼防止性能等を有する構造の校舎の教室等の出入口に関する基準を見直す等するための改正

### 二 内容

- (一) 主要構造部規制の合理化
- (二) 小規模な特殊建築物に係る基準の合理化

### 三 施行期日

公布の日